

進出企業向け  
平成30年度～

感染症対策 BCP も対象になります

## 立地企業 B C P 緊急対策補助金

進出企業(製造業)の皆さまが末永く本県で事業を継続していただけるよう、企業において策定した BCP に位置づけられた防災対策関連の設備投資を支援します。

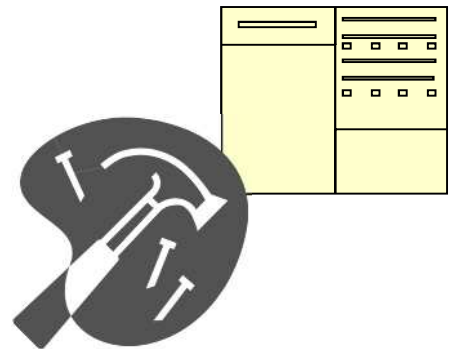
対象地域：種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

### 設備投資の例

- 耐震改修などの施設整備



- 非常用電源装置の設置  
などの設備整備



(※企業の作成した B C P に位置づけられているものに限りです。)

### 支援内容

- 整備費用の2分の1以内を補助（限度額1500万円）

※補助を受けるためには上記以外の要件がございます。

くわしくは、下記の企業誘致担当までお気軽にお問い合わせください。

【鹿児島県庁産業立地課】 099-286-2985

【鹿児島県東京事務所】 03-5212-9062

【鹿児島県大阪事務所】 06-6341-5618

# 立地企業 BCP 緊急対策補助金の概要

## 対象者

県内製造業事業者

※種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内全域

## 補助要件

企業において策定した BCP（事業継続計画）に基づき行う防災対策事業であること

《例》

- ・ 事務所や工場建屋の耐震改修・浸水対策事業
- ・ 敷地の法面崩壊対策事業
- ・ 防水加工された設備への更新
- ・ 非常用電源設備の設置 など

感染症対策であれば、

- ・ 換気設備の設置
- ・ 赤外線サーモグラフィカメラの設置
- ・ 遠隔操作が可能な機器の設置
- ・ 感染防止資材用備蓄倉庫の建設

などが考えられます。

※ 施設・設備の整備が対象であり、  
単なる物品・消耗品の購入は対象外

## 補助率

補助対象経費の 1 / 2

## 補助限度額

1事業所につき1,500万円（初年度及び次年度の2回まで）

### ■ BCP（事業継続計画）とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき行動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく計画のこと。